

平成25年度第2回青森市都市計画審議会 会議概要

1 開催日時

平成25年10月11日(金) 14時00分から15時00分

2 開催場所

中央市民センター 3階 大会議室
(青森市松原一丁目6番15号)

3 出席者

< 青森市都市計画審議会委員 >

木村亜希委員、工藤真人委員、櫻庭洋一委員、佐藤和子委員、鈴木泰雄委員、
筒井清二委員、中田靖人委員、中村節雄委員、奈良岡隆委員、福土修身委員、
藤原浩平委員、丸野達夫委員、山本恭逸委員

< 事務局及び関係職員 >

都市整備部：櫻庭次長

都市政策課：長井課長、工藤副参事、武田主幹、東條主査、木村技師、田中技師、
中堤技師

交通政策課：石郷課長、木立主幹、山田技師

4 会議に付した議題

意見照会案件

意見照会第1号 青森都市計画区域区分の変更(青森県決定)

諮問案件

諮問第1号 青森都市計画用途地域の変更(青森市決定)

諮問第2号 青森都市計画特別用途地区の変更(青森市決定)

諮問第3号 青森都市計画防火地域及び準防火地域の変更(青森市決定)

諮問第4号 青森都市計画地区計画

(新中央ふ頭地区計画)の決定(青森市決定)

5 議事の要旨

担当課	意見照会第1号【青森都市計画区域区分の変更（青森県決定）】 諮問第1号【青森都市計画用途地域の変更（青森市決定）】 諮問第2号【青森都市計画特別用途地区の変更（青森市決定）】 諮問第3号【青森都市計画防火地域及び準防火地域の変更（青森市決定）】 諮問第4号【青森都市計画地区計画 （新中央ふ頭地区計画）の決定（青森市決定）】 配布資料に基づき一括して説明。
議長	只今説明のあった意見照会第1号及び諮問第1号から第4号について、質問を承る。
委員	新中央ふ頭地区計画で目標を掲げているが、将来的にこの目標が反映されるような民間施設を誘致するというのか。
担当課	地区計画によりその地区に合ったまちづくりをしていくこととしており、民間においても地区計画で定めた目標等に基づいて建築物等を建築していただくこととなる。
委員	地区計画で用途の制限を定めているが、建築確認等の際に市で審査するのか。
担当課	建築確認の際に地区計画に適合しているかどうかを審査する。
委員	地区計画の用途制限で「その他これらに類するもの」という表現があるが、どのような用途をいうのか。
担当課	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で定める風俗営業施設をいう。
委員	本港地区は、今回の市街化区域への編入に伴い、中心市街地活性化基本計画の区域に入ることになるのか。
担当課	市街化区域への編入に伴い、中心市街地活性化基本計画の区域に入るものではなく、区域に入れるためには計画の変更が必要である。 本港地区を区域に入れるかどうかは、今後の土地の売却状況や建物の整備状況等を見ながら議論するものとする。
委員	地区計画の用途制限で料理店が建築できないこととなっているが、クルーズ船で各国から訪れる方もいるので、日本料理店を誘致するべきではないか。
担当課	地区計画で制限する料理店とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」で定める風俗営業施設の料理店をいい、日本料理店等の一般的な飲食店は建築可能である。
委員	地区計画の用途制限で、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールが建築できないこととなっているが、地区計画の「建築物等の整備の方針」で「風俗営業施設等の立地を規制する」としていることから、他の風俗営業施設も建築を制限するべきではないか。
担当課	他の風俗営業施設については、「その他これらに類するもの」として建築を制限しているものである。
議長	ほかに何か意見、質問等あるか。
（各委員）	（なし）
議長	意見、質問がないようなので、意見照会第1号について、意見を取りまとめる。意見がないものと判断してよいか。
（各委員）	（異議なし）

議長	異議がないようなので、意見照会第1号は、意見がないものとして市長に答申することとする。 続いて、諮問第1号から諮問第4号について、お諮りする。 異議はないか。
(各委員)	(異議なし)
議長	異議が無いようなので、諮問第1号から諮問第4号は、異議ないものとして市長に答申することとする。
	終了

6 表決の数

意見照会第1号	13名全員意見なし
諮問第1号	13名全員異議なし
諮問第2号	13名全員異議なし
諮問第3号	13名全員異議なし
諮問第4号	13名全員異議なし